

(証券コード 4098)

平成30年6月13日

株 主 各 位

山口県宇部市大字小串1978番地の25

チタン工業株式会社

代表取締役 渡 邊 一
社長執行役員

第120 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第120 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後4時30分までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 山口県宇部市大字小串1978番地の25 当社本店
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第120期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.titankogyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開などを勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円

総額 60,162,060円

(注) 当社は、平成29年6月29日開催の第119回定時株主総会の決議に基づき、平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。当期の期末配当は株式併合を行う前に換算すると、1株につき2円に相当いたしますので、前期と実質的に同額であります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、当社の監査等委員会は、各候補者に関して、適任であると判断しております。また、取締役の報酬等について、報酬等の内容は妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	わた なべ はじめ 渡 邊 一 (昭和23年10月17日生)	昭和46年 4 月 当社入社 平成13年 6 月 当社取締役字部工場長 平成18年 6 月 当社常務取締役生産本部長 兼字部工場長 平成25年 6 月 当社専務取締役生産本部長 兼販売本部長 平成27年 6 月 当社代表取締役社長 平成30年 3 月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)	7,262 株
		(重要な兼職の状況) 山東三盛鈦工業有限公司 副董事長	
		【取締役候補者とした理由】 代表取締役社長執行役員として当社の経営の指揮を執り、経営の重要事項の決定 および業務執行に対する監督など、当社の持続的な企業価値の向上を図る役割を 務めており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者となりました。	
2	なか むら しげる 中 村 茂 (昭和26年 1 月 2 日生)	昭和44年 3 月 当社入社 平成21年 6 月 当社執行役員総務部長 兼内部監査室長 平成27年 6 月 当社取締役管理本部長 兼総務部長、内部監査室長 平成29年 3 月 当社取締役管理本部長 平成29年 6 月 当社取締役専務執行役員管理本 部長 平成30年 3 月 当社取締役専務執行役員(管理・ 購買・販売管掌)(現任)	3,388 株
		(重要な兼職の状況) TKサービス株式会社 代表取締役社長 山東三盛鈦工業有限公司 董事	
		【取締役候補者とした理由】 当社の管理部門で豊富な経験を有し、取締役専務執行役員(管理・購買・販売管 掌)として当社の管理部門、購買・物流部門および販売部門においてリーダーシッ プを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者としたし ました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
3	いの　うえ　やす　お 井　上　保　雄 (昭和35年10月8日生)	昭和59年4月　当社入社 平成26年10月　当社執行役員宇部開発センター長 平成29年6月　当社取締役役常務執行役員生産本 部長兼宇部開発センター長、宇 部西工場長 平成30年3月　当社取締役専務執行役員（技術 管掌）（現任）	794 株
	【取締役候補者とした理由】 当社の生産部門で豊富な経験を有し、取締役専務執行役員（技術管掌）として当社の生産部門および研究開発部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。		
4	なが　おか　よし　たか 長　岡　佳　孝 (昭和36年4月13日生)	昭和59年4月　当社入社 平成26年10月　当社執行役員販売部長 平成28年6月　当社取締役販売本部長 兼販売部長 平成29年6月　当社取締役常務執行役員販売本 部長兼販売部長 平成30年3月　当社取締役常務執行役員（販売 管掌）（現任）	893 株
	【取締役候補者とした理由】 当社の販売部門で豊富な経験を有し、取締役常務執行役員（販売管掌）として当社の販売部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。		
5	なが　おか　しげる 長　岡　　茂 (昭和36年5月21日生)	昭和60年4月　当社入社 平成27年10月　当社執行役員研究開発部長 平成29年6月　当社取締役常務執行役員研究開 発本部長 平成30年3月　当社取締役常務執行役員（研究 開発・生産管掌）（現任）	563 株
	【取締役候補者とした理由】 当社の研究開発部門で豊富な経験を有し、取締役常務執行役員（研究開発・生産管掌）として当社の研究開発部門および生産部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
6	新任 まつ ざき まさ と 松 崎 正 人 (昭和34年8月14日生)	昭和57年4月 当社入社 平成27年3月 当社購買・物流部長 平成29年6月 当社執行役員購買・物流部長 平成30年3月 当社常務執行役員(購買・品質管掌)兼購買・物流部長(現任)	987株
【取締役候補者としての理由】 当社の購買・物流部門で豊富な経験を有し、常務執行役員(購買・品質管掌)として当社の購買・物流部門および品質保証部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 取締役候補者 渡邊 一氏は山東三盛鈦工業有限公司の副董事長を兼務しており、当社は同社に対し出資を行っております。また、当社は同社から原材料を仕入れております。
2. 取締役候補者 中村 茂氏は山東三盛鈦工業有限公司の董事を兼務しており、当社は同社に対し出資を行っております。また、当社は同社から原材料を仕入れております。
3. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 大崎 真氏が平成30年5月13日に逝去したことに伴い、監査等委員である取締役の法定員数を欠くこととなったため、山口地方裁判所に一時監査等委員である取締役の職務を行うべき者の選任の申立てを行ったところ、同裁判所の決定により平成30年5月23日付で佐藤久典氏が選任され、就任いたしました。この度、改めて、補欠の監査等委員である取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
新任 さとう ひさ のり 佐 藤 久 典 (昭和44年6月7日生)	平成22年12月 弁護士登録(山口県弁護士会所属) 佐藤久典法律事務所(現 宇部・山陽小野田総合法律事務所)開設 同代表(現任)	—
	平成30年5月 当社一時監査等委員である取締役の職務を行うべき者(現任)	
	(重要な兼職の状況) 宇部・山陽小野田総合法律事務所 代表	

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

弁護士としての専門知識と幅広い経験を有し、当社の監査等に貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者 佐藤久典氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤久典氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- また、佐藤久典氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

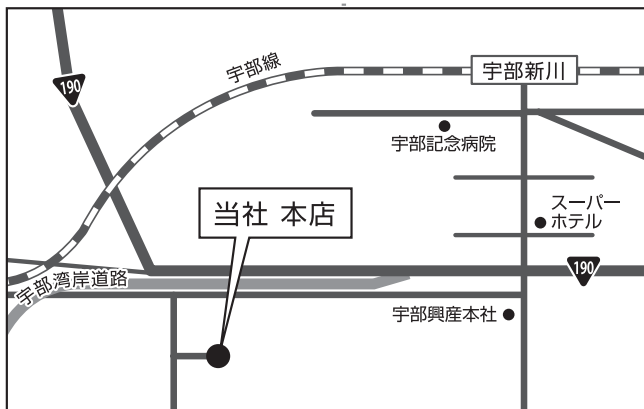
以上

株主総会会場ご案内図

場所 山口県宇部市大字小串1978番地の25 当社本店
電話 (0836) 31-4155



拡大図



● JR 宇部新川駅より徒歩 20 分

(第120回定時株主総会招集通知添付書類)

第 120 期 報 告 書

平成 29 年 4 月 1 日 から

平成 30 年 3 月 31 日 まで

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 等 委 員 会 監 査 報 告 書 謄 本

チ タ ン 工 業 株 式 会 社

事 業 報 告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策や日本銀行の金融緩和策を受けて、緩やかな回復基調が続きましたものの、米国の政策動向や中国の経済動向など、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢のもとで、当社は、3カ年の新中期事業計画（平成28年3月期～平成30年3月期）に基づき、基盤事業の再構築、コア事業の収益拡大および新規事業の強化を通じて、持続的な成長に向けた収益基盤の強化に取り組んでまいりました。

その結果、チタン酸リチウムおよび酸化鉄の出荷数量が増加いたしましたので、当事業年度の売上高は、前事業年度を上回る65億4千万円（前事業年度比3.5%増）となりました。

一方、損益面につきましては、海外への拡販に向けたFDA（米国食品医薬品局）審査および欧州REACH（化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則）への対応費用の負担ならびに原燃料価格の高騰などがありましたものの、売上高の増加などにより、営業利益は7千4百万円（前事業年度比95.7%増）、経常利益は6千6百万円（前事業年度比173.2%増）となりました。また、特別損失に酸化チタン事業再構築に伴う事業構造改善費用を計上いたしましたものの、特別利益に投資有価証券売却益を計上いたしましたので、当期純利益は1億5千1百万円（前事業年度比4.2%増）となりました。

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開などを勘案し、1株につき20円を予定しております。なお、当社は、平成29年6月29日開催の第119回定時株主総会の決議に基づき、平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。当事業年度の期末配当は株式併合を行う前に換算すると、1株につき2円に相当いたしますので、前事業年度と実質的に同額であります。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

(酸化チタン)

酸化チタンにつきましては、輸出の大幅な減少などにより、出荷数量が減少いたしました。コア事業の超微粒子酸化チタンにつきましては、UVカット化粧品向け新製品の採用などにより、出荷数量が大幅に増加いたしました。新規事業のチタン

酸リチウムにつきましては、自動車搭載用電池向け製品が好調に推移したことにより、出荷数量が増加いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は44億5千1百万円（前事業年度比2.5%減）となり、売上高の減少、海外への拡販に伴う諸経費の増加および原燃料価格の高騰などにより、営業利益は4千7百万円（前事業年度比37.0%減）となりました。

（酸 化 鉄）

酸化鉄につきましては、化粧品向け新製品ならびにトナー向けおよび塗料向け既存製品が好調に推移いたしましたので、出荷数量が大幅に増加いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は20億3千6百万円（前事業年度比19.3%増）となり、原燃料価格の高騰および諸経費の増加などはありませんものの、売上高の増加などにより、営業利益は9百万円（前事業年度は営業損失5千3百万円）となりました。

セグメント別売上高一覧表

区 分	売 上 高(前事業年度比増減率)	構 成 比
酸化チタン	4,451 百万円 (2.5%減)	68.1%
酸 化 鉄	2,036 百万円 (19.3%増)	31.1%
そ の 他	51 百万円 (7.5%増)	0.8%
合 計	6,540 百万円 (3.5%増)	100.0%

(注)上記のうち、輸出の金額は1,267百万円(前事業年度比 9.4%減)で、売上高に占める比率は19.4%となっております。

（２）設備投資等の状況

当事業年度は、超微粒子酸化チタン製造設備の増設に着手し、平成30年10月から増設設備での生産開始を予定しております。

（３）資金調達の状況

当事業年度は、特記すべき資金調達はありません。

（４）対処すべき課題

当社は、平成28年3月期から平成30年3月期の新中期事業計画において、持続的な成長に向けた収益基盤の強化を図り、コア事業の収益拡大や人事政策面などで一定の成果をあげることができましたが、数値目標の実現は満足できるものではありませんでした。そこで、新中期事業計画の成果と反省および昨今の厳しい経営環境を踏まえ、安定して利益が出る会社への変革を目指すため、第5次中期経営計画（平成31年3月期～平成33年3月期）を策定いたしました。

翌事業年度につきましては、第5次中期経営計画（平成31年3月期～平成33年3月期）に基づき、当社の強みが生かせ、かつ、成長が見込める事業につきまして

は、設備投資や研究開発投資など経営資源の集中化を推し進め、一方、収益性が低い事業につきましては、その将来性等に検討を加え、販売の大幅縮小やコスト構造の抜本的改革に取り組むなど、会社全体の収益力を強化するとともに新たな基盤作りを推進してまいり所存であります。

(5) 財産および損益の状況の推移

当事業年度および過去3年間の財産および損益の状況は、次のとおりであります。

区 分	第117期 (平成27年) 3月期	第118期 (平成28年) 3月期	第119期 (平成29年) 3月期	第120期 (平成30年) 3月期
売 上 高	6,249 百万円	6,305 百万円	6,320 百万円	6,540 百万円
経 常 利 益	71 百万円	141 百万円	24 百万円	66 百万円
当 期 純 利 益	80 百万円	124 百万円	145 百万円	151 百万円
1株当たり当期純利益	2.69 円	4.12 円	48.44 円	50.51 円
総 資 産	11,740 百万円	11,371 百万円	11,138 百万円	10,753 百万円
純 資 産	5,517 百万円	5,466 百万円	5,669 百万円	5,431 百万円

- (注) 1 第118期は、既存製品および新製品の売上高の増加ならびに一部製品の設備稼働率の上昇などにより、増収増益となりました。
- 2 第119期は、売上高は増加いたしましたものの、設備稼働率の低下および諸経費の増加などにより、経常利益は減少いたしました。
- 3 第120期(当事業年度)の状況につきましては、前記(1)「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
- 4 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
- 5 平成29年6月29日開催の第119回定時株主総会の決議に基づき、平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行っておりますが、第119期(平成29年3月期)の期首に当該株式併合が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、酸化チタンおよび酸化鉄ならびにこれに付随する化学工業品の製造販売を行っております。

(8) 主要な営業所および工場

- ① 本 社 (山口県)
- ② 営業所 東京事務所 (東京都)
- ③ 工 場 宇部工場(山口県) 宇部西工場(山口県) 宇部開発センター(山口県)

(9) 使用人の状況

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

使用人数（前事業年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
264 名（6 名増）	43.2 歳	18.3 年

(注)使用人数は就業人員であり、嘱託(48名)を含んでおります。

(10) 主要な借入先

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

借入先	借入金残高
株式会社山口銀行	2,702 百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成 30 年 3 月 31 日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,400,000 株

(注)平成 29 年 6 月 29 日開催の第 119 回定時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、平成 29 年 10 月 1 日付で発行可能株式総数を 84,000,000 株から 8,400,000 株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 3,027,626 株（自己株式 19,523 株を含む）

(注)平成 29 年 6 月 29 日開催の第 119 回定時株主総会の決議に基づき、平成 29 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株を 1 株とする株式併合を行っております。これにより、発行済株式の総数は、第 119 期（平成 29 年 3 月期）の期末（30,276,266 株）に比べ 27,248,640 株減少しております。

(3) 株主数 5,080 名

(4) 大株主

上位 10 名の株主名および当該株主の持株数は、次のとおりであります。

株 主 名	持 株 数（持株比率）
稲 畑 産 業 株 式 会 社	210 千株 （ 7.01%）
株 式 会 社 東 芝	200 千株 （ 6.65%）
株 式 会 社 山 口 銀 行	128 千株 （ 4.26%）
株 式 会 社 山 田 事 務 所	96 千株 （ 3.20%）
小 西 安 株 式 会 社	93 千株 （ 3.11%）
平 井 健 治	70 千株 （ 2.33%）
平 井 聖 子	53 千株 （ 1.78%）

日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	43 千株 (1.44%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口 1)	38 千株 (1.29%)
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	38 千株 (1.28%)

(注) 1 持株比率は、自己株式 (19,523 株) を控除して算出しております。

2 平成 29 年 6 月 29 日開催の第 119 回定時株主総会の決議に基づき、平成 29 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株を 1 株とする株式併合を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
渡 邊 一	代表取締役 社長執行役員	山東三盛鋁工業有限公司 副董事長
中 村 茂	取締役 専務執行役員 (管理・購買・販売管掌)	T K サービス株式会社 代表取締役社長 山東三盛鋁工業有限公司 董事
井 上 保 雄	取締役 専務執行役員 (技術管掌)	
長 岡 佳 孝	取締役 常務執行役員 (販売管掌)	
長 岡 茂	取締役 常務執行役員 (研究開発・生産管掌)	
中 田 耕 司	取締役 (常勤監査等委員)	
大 田 明 登	取締役 (監査等委員)	大田明登法律事務所 代表
大 崎 真	取締役 (監査等委員)	大崎 真法律事務所 代表

(注) 1 取締役 (監査等委員) 大田明登氏および大崎 真氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、中田耕司氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3 平成 29 年 6 月 29 日開催の第 119 回定時株主総会終結の時をもって、取締役 好永俊宏氏、森光廣一氏および久保田守氏ならびに社外取締役 長谷川亮範氏および梶 健次氏が任期満了により退任し、同日付で好永俊宏氏は当社顧問に、森光廣一氏および久保田守氏は当社上席執行役員に就任いたしました。

4 平成 29 年 6 月 29 日開催の第 119 回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、監査役 中田耕司氏、大田明登氏および大崎 真氏の 3 氏は任期満了により退任し、取締役 (監査等委員) に就任いたしました。

5 取締役 (監査等委員) 大崎 真氏が平成 30 年 5 月 13 日に逝去したことに伴い、監査等委員の法定員数を欠くこととなったため、山口地方裁判所に一時監査等委員である取締役の職務を行うべき者の選任の申立てを行ったところ、同裁判所の決定により平成 30 年 5 月 23 日付で佐藤久典氏が選任され、就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	支 給 額
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	10 名 （2 名）	68 百万円 （1 百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 名 （2 名）	12 百万円 （5 百万円）
監 査 役 （うち社外監査役）	3 名 （2 名）	3 百万円 （1 百万円）
合 計 （うち社外役員）	16 名 （6 名）	85 百万円 （9 百万円）

- (注) 1 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の第91回定時株主総会において、月額13百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成29年6月29日開催の第119回定時株主総会において、年額156百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）と決議いただいております。
- 2 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成29年6月29日開催の第119回定時株主総会において、年額24百万円以内と決議いただいております。
- 3 監査役の報酬限度額は、昭和57年6月28日開催の第84回定時株主総会において、月額2百万円以内と決議いただいております。
- 4 上記の支給額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与が5百万円（3名分）あります。
- 5 上記の取締役および監査役の人数および支給額には、平成29年6月29日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役5名（うち社外取締役2名）および監査役3名（うち社外監査役2名）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役 大田明登氏は、大田明登法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 大崎 真氏は、大崎 真法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況は、次のとおりであります。

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 （監査等委員）	大 田 明 登	当事業年度開催の取締役会15回のうち、監査役として3回、監査等委員として12回、監査役会3回のうち3回、監査等委員会11回のうち11回に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	大 崎 真	当事業年度開催の取締役会15回のうち、監査役として3回、監査等委員として12回、監査役会3回のうち3回、監査等委員会11回のうち11回に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

- ③ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

17 百万円

- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

17 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびにその運用状況の概要
(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人のコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス規則およびコンプライアンス行動指針を制定し、全社を統括するコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの遵守状況を管理する。また、内部監査室が定期的にコンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を社長および監査等委員会へ適宜報告する。さらに、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置する。

(運用状況)

コンプライアンス規則およびコンプライアンス行動指針を制定し、全社を統括するコンプライアンス委員会を毎年4月に開催し、コンプライアンスの遵守状況を管理しております。また、内部監査室が年1回、コンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を社長および監査等委員会へ適宜報告しております。さらに、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に従い適切に文書で保存および管理を行う。

(運用状況)

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に従い適切に文書で保存および管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理規則を制定し、全社を統括するリスク管理委員会において、リスク管理に関する施策を立案、推進する。また、不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する。

(運用状況)

リスク管理規則を制定し、全社を統括するリスク管理委員会を毎年4月に開催し、リスク管理に関する施策を立案、推進しております。また、不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行う。また、取締役会において中期経営計画および年度予算を策定し、各取締役の担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図る。

(運用状況)

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。また、取締役会において中期経営計画および年度予算を策定し、各取締役の担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規則を制定し、子会社の独立性・自主性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行う。また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人を子会社の役員として派遣し、子会社の運営を監視・監督および監査して業務の適正を確保するとともに、当社の監査等委員会および内部監査室が連携して、子会社の業務執行状況を監査する。

(運用状況)

関係会社管理規則を制定し、子会社の独立性・自主性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行っております。また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人を子会社の役員として派遣し、子会社の運営を監視・監督および監査して業務の適正を確保するとともに、当社の監査等委員会および内部監査室が連携して、子会社の業務執行状況を監査しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、内部監査室との兼務使用人1名以上を配置する。

(運用状況)

監査等委員会事務局を設置し、内部監査室との兼務使用人3名を配置しております。

(7) (6)の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局の使用人は監査等委員会から直接指示命令を受け、監査等委員会に直接報告できる。また、監査等委員会事務局の使用人に関する人事異動については、監査等委員会の事前の同意を得る。

(運用状況)

監査等委員会事務局の使用人は監査等委員会から直接指示命令を受け、監査等委員会に直接報告しております。また、監査等委員会事務局の使用人に関する人事異動については、監査等委員会の事前の同意を得ております。

(8) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は監査等委員会に対して、以下の報告を行う。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実
- ② 取締役および使用人が法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨
- ③ 監査等委員会が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

(運用状況)

当事業年度は、(8)①から③に該当する事項はありませんでした。

(9) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ情報提供を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、情報提供者の職場環境が悪化することがないように適切な措置を講じる。

(運用状況)

社内規則で、監査等委員会へ情報提供を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する旨の規定を定めております。なお、当事業年度は、監査等委員会への情報提供はありませんでした。

(10) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員である取締役から前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

(運用状況)

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員である取締役からの請求に基づいて、所定の手続きに従い、これに応じております。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役との間で定期的な意見交換会を開催する。また、監査等委員会からの要請に応じ、監査等委員会と会計監査人および内部監査室との間で連絡会を開催する。

(運用状況)

監査等委員会と代表取締役との間で毎年5月および11月に意見交換会を開催しております。また、監査等委員会からの要請に応じ、監査等委員会と会計監査人および内部監査室との間で連絡会を開催しております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備および運用体制を構築するとともに、当該体制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

(運用状況)

金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備および運用体制を構築するとともに、内部監査室が、当該体制が適正に機能していることを年1回評価し、必要な是正措置を行っております。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力および団体排除に向けて組織的に取り組む。

(運用状況)

反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力および団体排除に向けて組織的に取り組んでおります。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、1株当たり当期純利益を除き、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,182,095	流 動 負 債	3,124,960
現金及び預金	949,920	支払手形	142,645
受取手形	443,391	買掛金	631,652
売掛金	1,191,821	短期借入金	1,489,984
商品及び製品	1,427,491	リース債務	17,113
仕掛品	746,266	未払金	283,423
原材料及び貯蔵品	334,019	未払費用	112,849
前払費用	17,498	未払法人税等	81,521
繰延税金資産	55,335	未払消費税等	67,213
その他の流動資産	16,350	預り金	20,205
		賞与引当金	109,490
		事業構造改善引当金	99,051
		その他の流動負債	69,810
固 定 資 産	5,571,306	固 定 負 債	2,196,997
有形固定資産	4,668,676	長期借入金	1,437,560
建物	1,519,420	リース債務	8,912
構築物	226,573	繰延税金負債	111,640
機械及び装置	2,505,291	退職給付引当金	635,232
車両運搬具	3,082	資産除去債務	3,651
工具、器具及び備品	152,556		
土地	231,957		
リース資産	24,295		
建設仮勘定	5,498		
		負 債 の 部 合 計	5,321,958
無形固定資産	3,457	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	1,031	株 主 資 本	5,176,568
電話加入権	2,426	資 本 金	3,443,346
		資 本 剰 余 金	292,712
投資その他の資産	899,172	資 本 準 備 金	292,712
投資有価証券	459,259	利 益 剰 余 金	1,479,450
関係会社株式	9,000	利 益 準 備 金	51,179
関係会社出資金	281,741	その他利益剰余金	1,428,271
従業員長期貸付金	29,590	繰越利益剰余金	1,428,271
長期前払費用	94,162	自 己 株 式	△ 38,940
その他の投資	36,964		
貸倒引当金	△ 11,545	評 価 ・ 換 算 差 額 等	254,875
		その他有価証券評価差額金	254,875
		純 資 産 の 部 合 計	5,431,443
合 計	10,753,402	合 計	10,753,402

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		6,540,067
売 上 原 価		5,433,635
売 上 総 利 益		1,106,432
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,031,523
営 業 利 益		74,908
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	22,336	
雑 収 入	30,934	53,271
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41,908	
雑 損 失	20,025	61,934
経 常 利 益		66,245
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	522,829	522,829
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10,198	
事 業 構 造 改 善 費 用	421,918	432,117
税 引 前 当 期 純 利 益		156,957
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	60,339	
法 人 税 等 調 整 額	△ 55,335	5,004
当 期 純 利 益		151,953

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,443,346	292,712	45,161	1,342,513	△ 36,828	5,086,904
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△ 60,177	－	△ 60,177
利益準備金の積立	－	－	6,017	△ 6,017	－	－
当期純利益	－	－	－	151,953	－	151,953
自己株式の取得	－	－	－	－	△ 2,111	△ 2,111
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	6,017	85,757	△ 2,111	89,663
当期末残高	3,443,346	292,712	51,179	1,428,271	△ 38,940	5,176,568

(単位：千円)

	評価・換算 差額等	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	
当期首残高	582,922	5,669,826
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	－	△ 60,177
利益準備金の積立	－	－
当期純利益	－	151,953
自己株式の取得	－	△ 2,111
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 328,046	△ 328,046
事業年度中の変動額合計	△ 328,046	△ 238,382
当期末残高	254,875	5,431,443

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子 会 社 株 式	移動平均法による原価法
その他有価証券	期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のあるもの	
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産
移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3～47年
機械及び装置 4～12年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の臨時給与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 事業構造改善引当金

事業再構築計画の実行に伴い発生することが見込まれる費用に備えるため、その合理的な見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税については、当期の費用として処理しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保資産及び担保付債務

担保資産

建物	1,448,001 千円
構築物	139,745 千円
機械及び装置	1,798,259 千円
工具、器具及び備品	8,041 千円
土地	149,090 千円
計	3,543,138 千円

担保付債務

短期借入金	1,489,984 千円
長期借入金	1,437,560 千円
計	2,927,544 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,603,326 千円

3. 受取手形割引高 960,709 千円

4. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	101 千円
短期金銭債務	10,448 千円

5. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	38,098 千円
支払手形	8,908 千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社に係る取引

営業取引高	仕入高	240,709 千円
営業外取引高	営業外収益	720 千円

2. 事業構造改善費用の内訳

減損損失	322,867 千円
事業構造改善引当金繰入額	99,051 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当期末における発行済株式数（自己株式を含む） 3,027,626 株

2. 当期末における自己株式数 19,523 株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	60,177	2	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月28日開催予定の第120回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額	60,162 千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たりの配当額	20 円
・基準日	平成 30 年 3 月 31 日
・効力発生日	平成 30 年 6 月 29 日

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰延税金資産	
賞与引当金超過額	33,350 千円
退職給付引当金超過額	193,491 千円
減価償却及び減損損失超過額	119,560 千円
繰越欠損金	198,253 千円
その他	10,608 千円
繰延税金資産小計	555,265 千円
評価性引当額	△ 499,930 千円
繰延税金資産合計	55,335 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	111,640 千円
繰延税金負債合計	111,640 千円
繰延税金負債の純額	
	111,640 千円

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

一時的な余資は預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理を推進することで低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備資金（長期）であります。

なお、デリバティブは実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	949,920	949,920	－
(2) 受取手形	443,391	443,391	－
(3) 売掛金	1,191,821	1,191,821	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	438,801	438,801	－
(5) 従業員長期貸付金	29,590	32,629	3,039
負債			
(1) 支払手形	142,645	142,645	－
(2) 買掛金	631,652	631,652	－
(3) 短期借入金(* 1)	1,000,000	1,000,000	－
(4) 未払金	283,423	283,423	－
(5) 長期借入金(* 1)	1,927,544	1,932,591	5,047
(6) リース債務(* 2)	26,025	26,072	46

(* 1) 1 年内返済予定の長期借入金（貸借対照表計上額 489,984 千円）は、(5) 長期借入金に含めております。

(* 2) (6) リース債務は流動負債と固定負債を合算しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法等

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 従業員長期貸付金

貸付金の時価については、信用リスクを考慮し、その将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	20,457
関係会社株式(*1)	9,000
関係会社出資金(*1)	281,741

(※1) これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(※2) 非上場株式については、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

[持分法損益等に関する注記]

関連会社に対する投資の金額	281,741 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	366,010 千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	7,496 千円

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産	1,805 円 60 銭
1株当たり当期純利益	50 円 51 銭

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 8 日

チタン工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桐 川	聡 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 本	潤 ⑩

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、チタン工業株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 120 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 120 期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

チタン工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 中 田 耕 司 ㊞

監 査 等 委 員 大 田 明 登 ㊞

監 査 等 委 員 佐 藤 久 典 ㊞

(注) 1 監査等委員 佐藤久典は、平成 30 年 5 月 13 日に監査等委員 大崎 真が逝去したことに伴い、監査等委員の法定員数を欠くこととなったため、山口地方裁判所に一時監査等委員である取締役の職務を行うべき者の選任の申立てを行ったところ、同裁判所の決定により平成 30 年 5 月 23 日付で選任され、就任いたしました。

2 監査等委員 大田明登及び佐藤久典は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。

以 上